

令和5年度（2023年）税制改正 贈与税（生前贈与）

今回は、令和5年度（2023年）税制改正（大綱）の贈与・相続税に関連して「相続財産に加算する生前贈与の期間の延長」について紹介します。この制度の変更に伴い、従来から多くの方が実施している「暦年課税贈与」が主に影響を受けます。※今後の法整備に伴い、内容が変更になる可能性がありますので、ご注意ください。

主要な改正項目の概要

従来から相続開始（発生）した時点から前3年内の生前贈与について、贈与税の申告をしても、相続税の対象となる資産に含めて相続税の計算を行います。今回の改正で、その相続税の課税財産となる資産の**対象期間が3年→7年に延長**されました。但し、その延長した4年間について合計100万円を相続税の課税財産価額から控除します。対象期間が延長されたことで**相続税額が増加すると見込まれます**。

改正の趣旨は、諸外国の制度を参考に**資産移転の時期に係らず「より中立的な税制の整備」**を行い、**不公平感の緩和**を行うこと。一般に財産を多く保有する方が、相続税と贈与税を比較検討して生前贈与（暦年課税）を多く実施している傾向があり、**税制の隙間を突いた過度な節税の防止**と考えられます。

加算期間の延長のイメージ

加算期間の延長の対象となるのは、「**2024（R6）年1月1日**」以後の贈与となるため、3年後の2027（R9）年1月以降の相続から順次贈与の加算期間が増え、前7年が加算期間となるのは2031（R13）年に発生する相続となります。

2024年 (R6)	2025年 (R7)	2026年 (R8)	2027年 (R9)	2028年 (R10)	2029年 (R11)	2030年 (R12)	2031年 (R13)	2032年 (R14)
			▼					
■				▼				
■	■				▼			
■	■	■				▼		
■	■	■	■				▼	
■	■	■	■	■				▼
対象外	■	■	■	■				▼

凡例：
■ 改正により追加される加算対象（贈与財産）
▼ 相続開始日
■ 改正前の加算対象（贈与財産）
■ 合計100万円控除の対象期間

今回の改正が行われても、相続財産の課税対象となる過去の贈与の期間が限られるため（7年）、従前どおりの生前贈与は相続対策としては十分有効に機能します。将来世代の状況を考慮して、子世代よりも孫世代への生前贈与、さらにより早期に相続対策を進めること、及び資料の整備保存が必要になります。

資産を多く保有されている方は、次回紹介予定の「相続時精算課税制度の改正」を含めて、これからの贈与・相続の対応を検討してみたいかがでしょうか。

※次回は5月12日発行となります

@4月の予定

- 4/10・3月分源泉所得税
- ・住民税の特別徴収税額納付期限
- 5/1・2月決算法人の確定申告
- ・5,8,11月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日

黒沼共同会計事務所 検索



発行元／黒沼共同会計事務所 クライアントリレーションチーム 〒990-0047 山形市旅籠町3-1-4 食糧会館3階
TEL 023-624-3519／FAX 023-624-3662／URL <http://kuronuma-ac.jp>／E-Mail info@kuronuma-ac.jp